

ソニー少額短期保険株式会社-賃貸向け火災保険（家財用）の重要事項説明書

2026/07/01

この重要事項説明書は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

- 【契約概要】 : 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
- 【注意喚起情報】 : ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項です。

内容

ソニー少額短期保険株式会社-賃貸向け火災保険（家財用）の重要事項説明書	1
1 商品の仕組み 契約概要	2
2 補償内容 契約概要 注意喚起情報	3
2.1 保険金をお支払いする主な場合	3
2.2 保険金をお支払いしない主な場合	4
2.3 お支払いする保険金の額	5
2.4 保険の対象となる家財の範囲	6
3 保険料およびお支払い方法 契約概要	6
4 保険料の払込猶予期間 注意喚起情報	7
5 引受条件（保険金額等） 契約概要	7
6 保険期間、保険責任の始期および終期と更新・解約 契約概要 注意喚起情報	7
7 満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金 契約概要	8
8 付帯サービスについて	8
9 クーリングオフ 注意喚起情報	8
10 告知義務 注意喚起情報	8
11 通知義務 注意喚起情報	8
12 補償の重複 注意喚起情報	9
13 取扱代理店の権限 注意喚起情報	9
14 重大事由による解除等 注意喚起情報	9
15 保険料・保険金額の変更 注意喚起情報	9
16 保険金のご請求等の手続き 注意喚起情報	10
17 少額短期保険業者について 注意喚起情報	11
18 少額短期保険業者破綻時の取扱いについて 注意喚起情報	11
19 指定紛争解決機関 注意喚起情報	11
20 お客様に関する情報の取扱いについて 注意喚起情報	11
21 契約等の情報交換について	12
22 再保険について	12
23 お問い合わせ窓口	12

1 商品の仕組み 契約概要

名称

生活総合保険（ペットネーム：賃貸向け火災保険（家財用））

特徴

この保険は、生活総合保険普通保険約款に、家財補償特約、修理費用特約、借家人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約、ドアロック交換費用特約を付帯した商品です。火災、風災、水ぬれ、盗難などの事故による家財の損害や、緊急的に自己負担で住宅を修理した費用など賃貸住宅にお住まいの方に必要な補償を提供します。また、火災や水ぬれなどにより住宅の貸主に対して負う損害賠償責任や、日常生活において他人にケガをさせたり物を壊したりして負う損害賠償責任を幅広く補償します。

2 補償内容 契約概要 注意喚起情報

主な補償内容は以下のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

2.1 保険金をお支払いする主な場合

特約名	保険金をお支払いする主な場合								
家財補償特約	次の事故により保険の対象となる家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>①火災、落雷、 破裂・爆発</td><td> ・火災 ・落雷 ・破裂・爆発 </td></tr> <tr> <td>②風災、雹^{ひょう} 災、雪災</td><td> ・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(※1) ・雹^{ひょう} 災 ・豪雪による雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災(※2) (※) 建物の外側の部分（外壁、屋根等をいいます。）の破損を伴わない 風、雨、雪、雹^{ひょう} 等の吹込みによって生じた損害を除きます。 </td></tr> <tr> <td>③外部からの物体の落下・飛来等、水ぬれ、騒擾^{そうじょう}</td><td> ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ・建物内部での車両等(※3)の衝突、接触 ・次のいずれかの事故に伴う漏水、放水等による水ぬれ ・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ・騒擾^{そうじょう} 等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 </td></tr> <tr> <td>④盗難</td><td> ・強盗、窃盗またはこれらの未遂 </td></tr> </table> (※1)洪水、高潮等を除きます。 (※2)融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (※3)自動車、原動機付自転車、自転車等をいいます。 また、家財の損害や事故に伴う費用として、以下の費用保険金をお支払いします。 ・ 臨時費用保険金 上記の事故により損害保険金が支払われる場合にお支払いします。 ・ 失火見舞費用保険金 借戸室から発生した火災、破裂・爆発により、第三者（近隣など）の所有物に損害（煙損害・臭気付着による損害を除きます）を与えた場合に、見舞金等の費用に対してお支払いします。	①火災、落雷、 破裂・爆発	・火災 ・落雷 ・破裂・爆発	②風災、雹 ^{ひょう} 災、雪災	・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(※1) ・雹^{ひょう} 災 ・豪雪による雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災(※2) (※) 建物の外側の部分（外壁、屋根等をいいます。）の破損を伴わない 風、雨、雪、雹^{ひょう} 等の吹込みによって生じた損害を除きます。	③外部からの物体の落下・飛来等、水ぬれ、騒擾 ^{そうじょう}	・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ・建物内部での車両等(※3)の衝突、接触 ・次のいずれかの事故に伴う漏水、放水等による水ぬれ ・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ・騒擾^{そうじょう} 等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	④盗難	・強盗、窃盗またはこれらの未遂
①火災、落雷、 破裂・爆発	・火災 ・落雷 ・破裂・爆発								
②風災、雹 ^{ひょう} 災、雪災	・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(※1) ・雹^{ひょう} 災 ・豪雪による雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災(※2) (※) 建物の外側の部分（外壁、屋根等をいいます。）の破損を伴わない 風、雨、雪、雹^{ひょう} 等の吹込みによって生じた損害を除きます。								
③外部からの物体の落下・飛来等、水ぬれ、騒擾 ^{そうじょう}	・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ・建物内部での車両等(※3)の衝突、接触 ・次のいずれかの事故に伴う漏水、放水等による水ぬれ ・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ・騒擾^{そうじょう} 等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為								
④盗難	・強盗、窃盗またはこれらの未遂								
修理費用特約	偶然な事故により借戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づき、または緊急的（居住困難な状態からの復旧など）に、お客様の費用で現実に修理した費用をお支払いします。								

借家人賠償責任補償特約	火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故に伴う水ぬれによって借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
個人賠償責任補償特約	日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または日常生活における偶然な事故により、被保険者が他人の身体に障害を与える、他人の財物を壊す、電車等を運行不能にさせるなどの事由で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
ドアロック交換費用特約	借戸室のドア（玄関等）の鍵が盗難された場合に、ドアの錠の交換に要した費用をお支払いします。

2.2 保険金をお支払いしない主な場合

		保険金をお支払いしない主な場合
①共通事由		次のいずれかの事由によって生じた損害等に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者等の故意 ● 地震、噴火またはこれらによる津波 ● 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による放射能汚染等の事故 など
②家財補償特約・修理費用特約・ドアロック交換費用特約に共通してお支払いしない主な場合		保険の対象となる家財や借戸室の損害については、以下の事由による損害に対しても保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者等の重大な過失または法令違反 ● 保険の対象の自然消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等 ● すり傷、かき傷、へこみ等の外観上の損傷または汚損であって、機能の喪失または低下を伴わない損害 など
③各特約	家財補償特約	● 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両（積載物を含みます）の衝突または接触による損害 ● 家財が屋外にある間に生じた事故、または火災等の事故の際における紛失・盗難 ● 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等） ● 家財の欠陥によって生じた損害（相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます） など
	修理費用特約	● 偶然な外来の事故に起因しない電氣的事故や機械的故障 ● 雨漏りや風・雨・雪等の吹き込み、電球・ブラウン管等の管球類および LED 照明の損壊 ● 専用水道管のパッキンのみに生じた損壊 ● ペットの爪とぎ、噛み癖等の習性により生じた損害 など
	借家人賠償責任補償特約	次のいずれかに該当する損害賠償責任 ● 被保険者の心神喪失または指図 ● 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損壊 ● 貸主に借戸室を引き渡した後に発見された損壊 ● 借戸室の自然消耗・劣化、外観上の損傷または汚損（落

		書き等)に起因する損壊 など
	個人賠償責任補償特約	次のいずれかに該当する損害賠償責任 ・ 職務、業務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物を壊したことによる損害賠償責任 ・ 自動車、バイク（原動機付自転車を含む）、航空機、船舶等の所有・使用・管理に起因する事故 ・ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
	ドアロック交換費用特約	・ 親族、使用人、同居人が自ら行った盗難、または加担した盗難 ・ 鍵の置き忘れ、または紛失（置き忘れた後に盗まれた場合も含みます。） など

2.3 お支払いする保険金の額

	保険金をお支払いする主な場合
家財補償特約	・ 1回の事故につき家財の保険金額の1.1倍を限度とし(※)、再調達価額（同等のものを再取得するのに必要な額）を基準に算出した損害額から、自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。 *高額貴金属等の損害額が1個または1組ごとに30万円を超える場合は、その損害額を30万円とみなします。 (※) 損害額のうち、残存物取片づけ費用および損害範囲確定費用を除いた額については、家財の保険金額が上限となります。 ・ 通貨、預貯金証書の盗難の場合、損害額をお支払いします。ただし、生活用の通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財保険金額のいずれか低い額が上限となります。 ・ 臨時費用保険金：損害保険金の10%をお支払いします。（1回の事故につき30万円限度） ・ 失火見舞費用保険金：1被災世帯あたり20万円をお支払いします。（1回の事故につき家財保険金額の20%限度）
修理費用特約	保険金額を限度に、実際に負担した修理費用の額から、自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。1回の事故につき100万円を限度とします。なお、専用水道管の凍結修理は10万円が上限となります。
借家人賠償責任補償特約および個人賠償責任補償特約	損害賠償金および各種費用（損害防止費用等）の合計額をお支払いします。1回の事故につき1,000万円を限度とします。 *1回の事故に対する保険金の支払いは、借家人賠償責任補償特約と個人賠償責任補償特約の規定に基づき支払われる保険金の合計額は、1,000万円が限度となります
ドアロック交換費用特約	保険金額を限度に、錠の交換に要した費用の額から自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。1回の事故につき3万円

	を限度とします。
--	----------

【一事故支払限度額について】

当社が1回の事故につき、家財補償特約、修理費用特約およびドアロック交換費用特約の規定に基づき支払われる保険金の合計額は、1,000万円を限度とします。

【お支払いする保険金の削減について】

保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

2.4 保険の対象となる家財の範囲

保険の対象となるのは、日本国内に所在する賃貸向けの居住用建物（※）内に収容されている家財で、被保険者および同居人が所有するものが対象となります。

（※）居住用以外の建物（例：店舗、事務所、民泊、倉庫、物置、空き家など）は対象外となります。

【設備・建具等の取扱いについて】

○ 補償の対象となるもの

被保険者の所有する電気、エアコン、ガスコンロなど

× 補償の対象とならないもの

最初からお部屋に備え付けられている設備・建具（電気、エアコン、ガスコンロなど）

【保険の対象に含まれない主なもの】

以下のものは、被保険者の所有物であっても保険の対象に含まれません。

- ・ 自動車、船舶、航空機
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券など
- ・ 業務用の設備・什器、商品・製品
- ・ 動物、植物等の生物
- ・ パソコンのデータ、プログラム等の無体物 など

【例外として補償の対象となるもの】

生活用の通貨や預貯金証書は、「盗難」の場合に限り補償の対象として取扱います。

3 保険料およびお支払い方法 **契約概要**

お支払いいただく保険料はお申込み画面等に記載しておりますので、ご確認ください。保険料のお支払いは、クレジットカード等による一括払となります。初回保険料は保険契約の申込手続きが完了した時に、更新時の保険料は保険期間の初日の属する月の末日までに決済を行います。

4 保険料の払込猶予期間 **注意喚起情報**

保険料は上記 3 の払込期日までにお支払いください。払込期日までに保険料の払込みがない場合、払込期日の属する月の翌月末まで猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料が払い込まれない場合、猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。その場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

5 引受条件（保険金額等） **契約概要**

引受条件（保険金額など）はお申込み画面等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、当社における同一の契約者または被保険者の保険契約（すでに終了している当社の他の保険契約も含みます。）の過去の請求・無効・取消・解除・失効・解約の履歴がある場合や、他の保険契約の有無（重複契約の状況）によっては、当社の定めるところにより、保険契約を引き受けない場合があります。また、同一の被保険者による本保険の複数契約はできません。

6 保険期間、保険責任の始期および終期と更新・解約

契約概要 **注意喚起情報**

保険期間	1 年間
保険責任の始期・終期	保険期間の初日の午前 0 時 ～ 保険期間末日の午後 12 時（24 時）
保険契約の更新	保険期間満了日の前日までに、当社または保険契約者のいずれか一方から特段の意思表示がない場合には、保険契約は自動的に更新され継続されます。なお、更新時の取扱いについては以下の点にご確認ください。 ● 過去の保険金請求履歴等が著しく悪い場合や、同一の契約者または被保険者における当社の他の保険契約（すでに終了している契約も含みます。）において無効・取消・解除・失効・解約の履歴がある場合などは、当社の定めるところにより保険契約を更新しない場合があります。また、インターネット上の情報（SNS 投稿を含む）から過去において保険金の不正請求や、犯罪行為に類する行動の疑義がある場合、総合的に判断し保険契約を更新しない場合があります。 ● 当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または支払上限額の減額を行うことや、あらかじめ通知したうえで保険契約を更新しないことがあります。 ● 物価変動等により更新時に選択可能な自己負担金額を変更したり、設定された保険金額が再調達価額を上回っている場合には保険金額を減額して調整したりすることがあり、これらに伴い保険料も調整されることがあります。 ● 更新時に当社がこの特約が付帯された保険契約の締結を取扱っていないときは、当社の定める他の同種の保険契約を案内することがあります。

解約	解約は保険期間内いつでも可能です。マイページよりお手続きください。
----	-----------------------------------

7 満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金 契約概要

満期返戻金および 契約者配当金	満期返戻金・契約者配当金はありません。
解約返戻金	この保険契約を解除または解約する日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に未経過期間の月数（※1）を保険期間の月数で除した割合を乗じて計算した金額（※2）を返還します。 （※1）保険期間の月数から経過月数を差し引いた月数をいいます。 （※2）1円未満の端数を切り捨てて計算します。

8 付帯サービスについて

すべてのご契約に住まいのかけつけサービスがセットされます。当社ウェブサイトまたはマイページをご参照ください。

*本サービスは利用規約に基づき提供されます。

9 クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象となりません。

10 告知義務 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には、危険に関する重要な事項として、お申込み画面等で当社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

（主な告知事項：建物の用途、他の保険契約等の有無 など）

事実を告知しなかった場合や告知内容が事実と違っている場合など、故意または重大な過失により正しく告知いただけなかった場合には、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合には、保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません（すでに保険金をお支払いしていた場合は、返還を請求することがあります）。ただし、「解除の原因となった事実」と「発生した損害」との間に因果関係がないことをご契約者または被保険者が証明された場合には、保険金をお支払いします。

11 通知義務 注意喚起情報

保険契約後、ご登録情報に変更が生じる場合は、マイページ等から遅滞なくご変更の手続きを行ってください。次に該当する変更の事実が生じているにもかかわらず、故意または重大な過失により変更手続きをされなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、建物の用途変更

（例：事務所への転用など）や転居等により、当社の引受範囲を超えることとなった場合には、当社ではお引受けできず、ご契約を解除させていただきます。

【通知事項】

- ① 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと（例：事務所・店舗への転用など）
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと（転居など）

【ご契約内容の変更手続きが必要な事項】

ご契約後、次のような場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、遅滞なくマイページから変更のお手続きを行ってください。

- ・保険契約者のご住所を変更した場合
- ・保険契約者のご連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を変更した場合

12 補償の重複 **注意喚起情報**

個人賠償責任補償特約等は、補償内容が同様のご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてはどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。なお、個人賠償責任補償特約等は、補償が重複する場合がありますが、特約を外してご契約いただくことはできません。

＜補償重複が生じる他の保険契約の主な事例＞

- ・自動車保険、火災保険、傷害保険等にセットされる個人賠償責任補償特約 など

13 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います（契約締結の代理権および告知受領権は有しません）。インターネットを経由して申込みいただいた保険契約は、当社が保険契約の申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

14 重大事由による解除等 **注意喚起情報**

保険金を支払わせる目的で事故を起こしたときや、保険金の請求について詐欺を行ったとき、また、保険契約者または被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合、保険金をお支払いすることはできません

（*すでに保険金をお支払いしていた場合は、返還を請求することがあります）。

15 保険料・保険金額の変更 **注意喚起情報**

- 当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。

16 保険金のご請求等の手続き 注意喚起情報

保険金のお支払事由が発生した場合（お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合なども含みます）は、遅滞なくマイページなどから当社にご連絡ください。普通保険約款・特約に定める書類のほか、保険金の請求時には次の書類等をご提出いただくことがあります。（※1）

1. 罹災証明書、事故発生場所の管理者が発行する事故証明などの事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類
2. 写真、事故発生状況報告書（※2）、刑事記録、見解書、メーカーからの事故原因報告書などの事故原因・状況の詳細を確認するための書類
3. 代表者事項証明書、委任状、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書、未成年者用念書（※2）などの被保険者または保険金を受け取るべき方であることおよび保険金請求の意思を確認するための書類
4. 領収書、保証書、カタログなどの家財の価額を確認するための書類
5. 損害報告書（※2）、請求明細書、領収書などの家財の損害および修理の内容、額を確認するための書類
6. 現金、預貯金証書の盗難の場合は、預貯金先からの被害証明書、家計簿などの盗難の事実や損害額を確認するための書類
7. 損害品売買書などの保険の対象の所有権を確認するための書類
8. 補償内容を同一とする他の保険契約等がある場合は、他の保険証券など、他の保険契約等の加入額、内容を確認するための書類
9. 領収書、示談書、損害額明細書、保険金支払明細書など、被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金などがある場合は、その内容・額を示す書類
10. 領収書などの補償の対象となる費用を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書などの修理等に要する費用を確認できる書類

なお、借家人賠償責任補償特約または個人賠償責任補償特約の保険金を請求する場合は、次の書類等をご提出いただく場合があります。

- ① 委任状などの損害賠償請求権者もしくはその代理人であることを確認するための書類
- ② 賃貸借契約書、家屋の登記簿謄本などの物の所有者・使用者を確認するための書類
- ③ 示談書、賠償額明細書、判決文書などの損害賠償額・内容を確認するための書類
- ④ 死亡診断書（※2）、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の内容を確認するための書類（死亡に関してお支払いする保険金を請求する場合）
- ⑤ 後遺障害診断書（※2）、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の内容を確認するための書類（後遺障害に関してお支払いする保険金を請求する場合）
- ⑥ 医療照会同意書（※2）、診断書（※2）、治療等に要した費用の領収書およびその他の傷害による損害の内容を確認するための書類（傷害に関してお支払いする保険金を請求する場合）
- ⑦ 傷害、後遺障害の程度を確認するためのレントゲン、CT、MRI などの検査結果資料
- ⑧ 休業損害証明書（※2）、職業証明書、確定申告書、課税証明等の休業損害の内容を確認するための書類

（※1）事故の内容、損害・傷害の程度等に応じて、1～10 および①～⑧の書類以外をご提出いただく場合があります。

（※2）当社所定または当社が認めるものとします。

【お支払い時期について】

保険金の請求手続が完了したその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いに必要な事項の確認に特別な照会・調査が必要な場合には、実施する照会・調査に応じて、普通保険約款・特約に定めた日数以内に保険金をお支払いします。詳しくは当社までお問合せください。

17 少額短期保険業者について 注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約 については以下の制限があります。

1. 損害保険分野については、保険期間 2 年以内、保険金額 1,000 万円以下です。（この「生活総合保険」の保険期間は 1 年です。）
2. 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金額の合計額は 1,000 万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償責任保険については別枠で 1,000 万円が上限となります。
3. 一契約者について損害保険分野・賠償責任保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は 10 億円です。

18 少額短期保険業者破綻時の取扱いについて 注意喚起情報

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

19 指定紛争解決機関 注意喚起情報

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

受付日 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

20 お客様に関する情報の取扱いについて 注意喚起情報

1. 本保険契約に関する個人情報は、当社および当社代理店が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社、当社関連会社および当社代理店各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、センシティブ情報の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先

等に提供することがあります。

2. 当社は、ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発等のため、ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち個人情報保護法 27 条 5 項 3 号に基づく对外告知を実施済みの会社との間で、お客さまの個人データを共同利用します。

当社のプライバシーポリシー、個人情報の取扱いに関する詳細、当社取扱商品・サービス内容等については、当社ウェブサイト (https://sony-sasti.jp/aboutus/privacy_policy) をご覧ください。

21 契約等の情報交換について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

*「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

22 再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

23 お問い合わせ窓口

フォーム: <https://support.sony-sasti.jp/hc/ja/requests/new>